



2025 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名	エ ス ペ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者	代 表 取 締 役 執 行 役 員 社 長 (コード番号 6859 東証プライム市場)
問 合 せ 先	取 締 役 執 行 役 員 コーポレート統括本部長 (TEL. 06-6358-4741)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関する基本方針制定のお知らせ (会社法第 165 条第 2 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025 年 11 月 13 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議するとともに、自己株式の消却に関する基本方針を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと認識するとともに、永続的な企業価値の向上が株主価値向上の基本であるとし、継続性と配当性向を勘案して利益還元を決定することを基本としております。具体的には連結配当性向を 40%以上とするとともに、自己株式取得を機動的に行ってまいります。中期経営計画「PROGRESSIVE PLUS 2027」(2025 年度～2027 年度)期間におきましては、3 年間累計で総還元性向を 50%以上とし、本中期経営計画期間の減配は行いません。この方針に基づき、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主還元策の一環として、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | : 900,000 株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 4.05%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | : 35 億円 (上限) |
| (4) 取得期間 | : 2025 年 11 月 14 日～2026 年 7 月 31 日 |
| (5) 取得方法 | : 東京証券取引所における市場買付け |

3. 自己株式の消却に関する基本方針

自己株式の保有上限は発行済株式総数の 10%程度とし、保有上限を超過した場合は原則として超過相当分を消却するものといたします。

なお、実際の消却に際しては、取締役会決議後に改めて開示いたします。

(ご参考) 2025 年 9 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	: 22,208,030 株
自己株式数	: 1,573,364 株

以 上